

令和2年度 筑西市子どものための教育及び保育に関する利用者負担額表

階層	区 分		1号認定（満3歳以上）			
			国基準	第1子	第2子	第3子以後
第1階層	生活保護世帯		0	0	0	0
第2階層	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯		0	0	0	0
第3階層	世帯市民税所得割額	77,101円未満	0	0	0	0
第4階層		211,201円未満	0	0	0	0
第5階層		211,201円以上	0	0	0	0

階層	区 分		2号認定（満3歳以上）								
			保育標準時間				保育短時間				
			国基準	第1子	第2子	第3子以後	国基準	第1子	第2子	第3子以後	
第1階層	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2階層	市民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0
第3階層	世帯市民税所得割額	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4階層-1		57,700円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4階層-2		77,101円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4階層-3		97,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第5階層		169,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第6階層		301,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第7階層		397,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第8階層		397,000円以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0

階層	区 分		3号認定（満3歳未満）								
			保育標準時間				保育短時間				
			国基準	第1子	第2子	第3子以後	国基準	第1子	第2子	第3子以後	
第1階層	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2階層	市民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0
第3階層	世帯市民税所得割額	48,600円未満	19,500 (9,000)	13,000 (6,000)	6,500 (0)	0	19,300 (9,000)	12,000 (5,500)	6,000 (0)	0	0
第4階層-1		57,700円未満	30,000 (9,000)	20,000 (9,000)	10,000 (0)	0	29,600 (9,000)	19,000 (8,500)	9,500 (0)	0	0
第4階層-2		77,101円未満	30,000 (9,000)	20,000 (9,000)	10,000 (0)	0	29,600 (9,000)	19,000 (8,500)	9,500 (0)	0	0
第4階層-3		97,000円未満	30,000	20,000	10,000	0	29,600	19,000	9,500	0	0
第5階層		169,000円未満	44,500	28,000	14,000	0	43,900	27,000	13,500	0	0
第6階層		301,000円未満	61,000	35,000	17,500	0	60,100	34,000	17,000	0	0
第7階層		397,000円未満	80,000	37,000	18,500	0	78,800	36,000	18,000	0	0
第8階層		397,000円以上	104,000	40,000	20,000	0	102,400	39,000	19,500	0	0

- ※1) () の額は、要保護等世帯（ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等）の減免額です。
- ※2) 利用者負担額以外に、各園により給食費や副食費及び通園バス代等の実費負担額がある場合があります。
- ※3) 満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額を適用します。
- ※4) 1号認定(世帯市民税所得割額 77,101円未満)・2号認定(世帯市民税所得割額 57,700円未満又は要保護等世帯は 77,101円未満)の副食費については、免除になります。
- ※5) 1号認定の子どもの数え方は、同じ世帯の兄弟姉妹を小学校3年生から数えて第2子、第3子以後となります。
- ※6) 2号認定・3号認定の子どもの数え方は、同じ世帯の兄弟姉妹のうち、認定こども園・幼稚園・保育所等に在園している未就学児を上から数えて、第2子、第3子以後となります。
- ※7) 3号認定は、世帯市民税所得割額 57,700円未満（要保護等世帯は 77,101円未満）については、利用者負担の算定に係る第2子・第3子以後の兄弟姉妹の有無、年齢制限、同居の有無の制限はありません。ただし、支給認定保護者と生計を一にする者に限りません。なお、兄弟姉妹の確認は支給認定申請書及び現況届に基づき行います。
- ※8) 利用者負担額の決定後に修正申告等により市民税額が変更になった場合、年度内の利用者負担額について再算定を行いますので、申告書の写し等根拠となる資料をご提出ください。書類の提出がない場合、変更することができません。